

## 岐阜県木造住宅相談員認定要領

平成24年3月29日県流第731号林政部長通知

平成27年12月24日一部改正

平成31年1月23日県流第661号一部改正

令和3年3月24日県流第744号一部改正

令和5年2月7日県流第658号一部改正

### (趣旨)

第1 県民が住宅の新築や増改築を検討する際には、身近な工務店・設計事務所への相談から始まることが多いことから、当該相談を受ける営業担当者等を対象に、県産材を使った安心安全な家づくりに対する理解を深め、適切に相談に応じられる「岐阜県木造住宅相談員」（以下、「相談員」という。）として認定することで、住宅相談を通じた県産材住宅の普及、啓発を促進する。

### (認定対象者)

第2 相談員としての認定対象者は、県内に本社若しくは支店・営業所がある工務店・設計事務所に所属する営業担当者等で、認定を希望する者とする。

### (相談員の役割)

第3 相談員は、県民からの相談に際し適切に対応し、次の事項を説明する。

- ・安全安心な住宅
- ・県産材住宅の特長
- ・住宅建築に係る補助制度

### (認定の手順)

第4 相談員の認定を希望する者は、県が実施する相談員養成講座を受講し、これを修了しなければならない。

- ・相談員受講申込書 別記様式1

2 県は、養成講座を修了した者に別に定める認定証を交付する。

### (相談員の有効期間)

第5 相談員の有効期間は、認定があった日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 相談員の有効期間は更に3年間延長できるものとし、延長を希望する者は有効期間満了の30日前までに相談員認定延長申請書（別記様式2）を県に提出する。

### (相談員名簿の作成)

第6 県は相談員名簿（別記様式3）を作成し、これを管理する。

2 相談員が、次のいずれかに該当した場合は、認定を取り消し、相談員名簿から抹消する。

- ・相談員として不適格と認められた場合
- ・認定の有効期間を経過した場合
- ・認定者から認定取り消しの申し出があった場合
- ・認定者が死亡した場合

(変更の届出)

第7 相談員は、相談員名簿に記載された事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、変更届(別記様式4)を県に提出しなければならない。

2 県は、前項の変更届を受理したときは、相談員名簿の記載事項を変更し、認定証を再交付する。

(実績報告)

第8 相談員は、県からの求めがあるときは、その相談実績を県に報告する。

(認定の管理)

第9 相談員の認定及び相談員名簿等の管理は、県産材流通課において行う。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要がある場合は別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年12月24日から施行する。

附則

この要領は、平成31年1月23日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年2月7日から施行する。

別記様式 1

年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県木造住宅相談員講座受講申込書

「岐阜県木造住宅相談員」認定要領第 4 条第 1 項の規定により、岐阜県木造住宅相談員養成講座受講を申し込みます。

記

1 申込者情報

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生 (満 才)
職 歴	営業担当従事期間 年 ヶ月

2. 事務所（所属勤務先）連絡先※ 1

項目	内容	備考
住所※2	〒 ー	
事務所名（所属勤務先名）※2		
電話番号※2		
F A X 番号		
メールアドレス※3		

※ 1 県からの案内方法につきまして、基本的にメールにて送付させていただきます。

※ 2 住所、事務所名（勤務先）、電話番号は県産材流通課HPで公開予定です。  
公開を希望しない場合は、備考欄に「公開不可」と記載してください。

※ 3 後日、県から確認の電子メールを送付させていただきます。  
受信拒否設定をしている場合、当課アドレス (c11545@pref.gifu.lg.jp) の受信許可をお願いします。

岐阜県知事 様

(認定番号) 第 \_\_\_\_\_ 号

(氏名) \_\_\_\_\_

## 岐阜県木造住宅相談員認定期間延長申請書

「岐阜県木造住宅相談員」認定要領第5条第2項の規定により、岐阜県木造住宅相談員の認定期間を3年間延長したいので、申請します。

## 記

## 1 活動実績（過去3年間）

	年度	年度	年度
(1) 県産材住宅に関する相談（受付対応）件数	件	件	件
(2) 相談（受付対応）から県産材住宅を建設した棟数	棟	棟	棟

## (3) 相談（受付対応）の主な内容

年度	活動内容

【記載例】県の補助制度を説明し、県産材住宅を建設して補助申請を申請。(〇〇年〇〇月)

## 2 事務所（所属勤務先）連絡先※1

項目	内容	備考
住所※2	〒 _____	
事務所名（所属勤務先名）※2		
電話番号※2		
F A X 番号		
メールアドレス※3		

※1 県からの案内方法につきまして、基本的にメールにて送付させていただきます。

※2 住所、事務所名（勤務先）、電話番号は県産材流通課HPで公開しています。公開を希望しない場合は、備考欄に「公開不可」と記載してください。

※3 後日、県から確認の電子メールを送付させていただきます。受信拒否設定をしている場合、当課アドレス (c11545@pref.gifu.lg.jp) の受信許可をお願いします。

別記様式3

### 岐阜県木造住宅相談員認定者名簿

認定番号		ふり 氏 かな 名	連 絡 先			勤 務 先		摘 要
地域	番号 ○○○○		住 所 (勤務先)	電 話 F A X (勤務先)	電子メール (勤務先)	所在市町村	名 称	

※ 地域は農林事務所名を記載する

別記様式4

年 月 日

岐阜県知事 様

(認定番号) 第 \_\_\_\_\_ 号

(氏名) \_\_\_\_\_

岐阜県木造住宅相談員認定者名簿の記載事項変更届

岐阜県木造住宅相談員認定者名簿の記載事項が下記のとおり変更となりましたので、「岐阜県木造住宅相談員」認定要領第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

変更前

変更後

2 変更が生じた日

年 月 日